

第 10 版食品添加物公定書作成の方針について

1. 第 10 版食品添加物公定書作成の方針

食品添加物公定書（以下「公定書」という。）とは、食品衛生法（以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、法第 11 条第 1 項の規定により基準又は規格が定められた添加物及び食品表示法第 4 条第 1 項の規定により定められた基準等を収載することとされており、昭和 35 年に第 1 版が作成されて以来、平成 30 年の第 9 版の作成まで、逐次改正が行われてきた。

従来、5 年毎を目途（実際は 4～8 年毎）に改定作業が行われてきていたが、直近の第 9 版公定書の作成には 11 年を要した。

次回以降の改正について、第 9 版より短い期間で作成し、時宜を得た実用的な公定書としての整備を目指すため、以下のとおり対応していくこととする。

- ・ 成分規格について第 10 版食品添加物公定書作成検討会（以下「検討会」という。）で検討を行い、結論が得られたものから告示に向けた作業を進め、第 9 版公定書の追補とする。また、意見募集の機会を増やし、より販売等の実態を踏まえた内容とする。
- ・ 通則、一般試験法、試薬・試液等について検討会で検討を行い、第 9 版公定書の全体に影響する改正の必要が生じた場合、告示に向けた作業を進め、第 10 版公定書を作成する。

2. 今後の作業

- ・ 第 1 回検討会で結論が得られた添加物 2 品目の成分規格改正（エンジュ抽出物、*dl*- α -トコフェロール）、2 品目の成分規格設定（イソマルトデキストラーゼ、カキ色素）について、厚生労働省の web ページを通じ、本日より 1 ヶ月間の意見募集を行い、その結果を踏まえ、食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼等、告示に向けた作業を進める。
- ・ 第 2 回以降の検討会で結論が得られた事項についても、今回と同様に添加物部会に報告し、意見募集及び告示に向けた作業を進める。